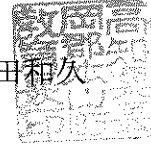


平成26年1月6日

本山町立各小中学校長 様

本山町教育長 澤田和久



法に基づき臨時に雇用される講師に対する職務に専念
する義務の免除取扱いについて（通知）

検討事項としていました上記件につき、下記要件に該当する場合に職務に
専念する義務の免除とすることを決定いたしましたので通知します。

記

1. 決裁事項

- ① 高知県人事委員会規則第2条第8号該当要件
- ② 高知県教育長通知 56教義第370号 昭和56年7月11日付け
- ③ 参照 高知県人事委員会規則（写し）

2. 施行日

平成26年4月1日

56教義 第370号

昭和56年7月11日

市町村（学校組合）教育長

殿

県立学校長

高知県教育長

公立学校教職員選考審査を受審する場合

の職務に専念する義務の免除について

（通知）

うえのことについて、高知県人事委員会より「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第8号に規定する「職務に関連のある試験」の範囲には、当該試験の受験日及び当該試験に必要な健康診断を受ける場合も含まれるとの見解が昭和56年7月9日付56高人委第88号で示されましたので通知します。